

滋賀県埋蔵文化財センターの火災の検証結果について

1 事案の概要

○平成 29 年 5 月 9 日、びわこ文化公園内にある滋賀県埋蔵文化財センターの 1 階整理室で使用中の電気恒温水槽が燃え、機器で保存処理中の出土文化財が焼失したものの。

消失した出土文化財

- ・塩津港遺跡(長浜市)から平成 24 年度に出土した平安時代の木製品約 1,300 点のうちの 35 点
- ・内訳 刀形代 (2 点)・鞘 (14 点)・耳かき (19 点)

2 消防による火災原因の判定

○電気恒温水槽の使用方法の誤りが原因。

- ・機器や取扱説明書に水以外特にオイル類の使用は絶対避ける必要がある旨の記載があるにもかかわらず、オイル成分であるポリオキシエチレングリコール (PEG) 水溶液を使用し、加熱された PEG 水溶液の水分が蒸発、高濃度になった PEG の液体が発火温度に達して発火し、熱によって水槽のガラスが割れ、火のついた PEG が流れ出し周囲に延焼したものの。

3 検証結果を受けての対応

○保存処理業務を委託している公益財団法人滋賀県文化財保護協会に対し、リスク管理を含め、万全の対策を講じるよう文書で要請。

○県としても発掘調査等事業の実施内容や進捗状況、埋蔵文化財センターの施設や物品の維持管理状況の把握と指導を適切に行い、再発防止策の徹底と埋蔵文化財の適正な保存に努める。